

第916回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成31年3月18日(月)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小川委員

4 説明のため出席した者

高橋教育次長, 松本教育次長, 布田総務課長, 佐々木教育企画室長, 佐藤福利課長, 中村教職員課長, 奥山義務教育課長, 伊藤高校教育課長, 目黒特別支援教育課長, 相馬施設整備課長, 駒木スポーツ健康課長, 小野寺生涯学習課長, 須田技術参事兼文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第915回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第916回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

高橋教育長 伊藤委員及び千木良委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

5 専決処分報告

(2) 教育功績者表彰について

6 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 教育功績者表彰について

第7号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について

第8号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第9号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

高橋教育長 5 専決処分報告の(2), 6 議事の第1号議案, 第2号議案及び第7号議案ないし第9号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については, 秘密会とする。

秘密会とする案件については, 9の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 専決処分報告

(1) 第367回宮城県議会議案(追加提案)に対する意見について

(説明者: 高橋教育次長)

「第367回宮城県議会議案(追加提案分)に対する意見について」御説明申し上げる。資料は, 1ページから5ページである。はじめに, 資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により, 2月6日付けで知事から意見を求めら

れたので、その内容について御説明申し上げる。先月の定例会では、平成31年度当初予算等に係る議案について、異議のない旨、専決処分したことを御報告したところであるが、本日報告するものは平成30年度2月補正予算等に関するものである。それでは、「予算議案」であるが、資料3ページの「第367回宮城県議会提出追加提案分予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、第3号補正予算として56億2,078万円を減額、国の補正予算に伴う第4号補正予算として21億815万9千円を増額計上するものである。「2 主な補正内容」であるが、まず、第3号補正予算について、増額補正として自治宝くじの収益金による東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催自治体に対する支援分等をスポーツ振興基金に積み増しするために、1億4,561万4千円を増額計上している。スポーツ振興基金は、所管する県有体育施設の維持補修工事等に活用しており、オリンピック・サッカー競技開催に向けた施設改修や、長寿命化対策の維持補修工事等を計画的に実施していく。また、減額補正としては、退職見込者数の減により、退職手当について5億6,900万円を減額計上している。そのほか多くの事務事業で減額計上しているが、これらは事業内容の見直しや経費の縮減等に努めた結果、残額が生じたものである。次に、第4号補正予算としては、児童生徒等の熱中症対策として、県立の中学校及び特別支援学校に空調設備を設置するほか、特別支援学校敷地内の安全性に問題のあるコンクリートブロック塀の撤去等の安全対策を行うものである。次に「3 債務負担行為の変更」であるが、すでに議決を受けている視覚支援学校の寄宿舎改修工事や公共施設管理運営業務委託について、設計の見直しや消費税率引き上げの影響により、債務負担行為の限度額を太字のとおり変更するものである。次に、資料4ページを御覧願いたい。「4 繰越事業」であるが、第3号補正予算については、高等学校及び特別支援学校の校舎改修事業などについて、総額32億5,583万円を計上している。繰越の主な要因は、関係機関等との調整に不測の日数を要したことなどである。第4号補正予算については、先ほど説明した特別支援学校等への空調設備の設置などに係る予算のうち、総額20億9,680万円を計上している。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」である。条例外議案であるが、議第97号議案「工事請負契約の締結について」については、宮城県総合運動公園スタジアム大型映像設備工事の請負契約の締結について、地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

以上 知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月8日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により御報告する。

なお、これらの議案については、3月15日の県議会において原案のとおり可決されている。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

10 議事

第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：高橋教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げます。本議案は、教育委員会の本庁等の組織再編及び県立学校の新設等に伴い、宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正しようとするものである。資料は、4ページから11ページであるが、資料11ページの概要説明資料により御説明する。

はじめに「1 改正の内容」の「(1) 本庁関係課室の事務分掌の変更等に伴う改正」については、遺児孤児の奨学金に係る事務を一体的に行うため、スポーツ健康課の交通遺児等教育手当に関する事務を廃止し、総務課に遺児孤児の奨学金に関する事務を追加するものである。また、本県が抱える幼児教育に係る課題解決に向けた取組を推進するため、教育企画室に幼児教育推進班を設置し、幼児教育の推進に関する事務を追加するとともに、生涯学習課の事務分掌について、美術品取得基金の名称変更を行おうとするものである。次に、「(2) 職の新設に伴う改正」については、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する「特別支援教育専門監」を特別支援教育課に新たに設置することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

なお、特別支援教育課については、当該専門監の設置のほか、現在の「企画管理班」を、特別支援教育に

関する施策の企画・推進や特別支援学校の管理運営を行う、新「企画管理班」と、狭隘化対策など教育環境の整備を行う「整備計画班」に分割・再編し、組織体制を強化することとしている。「(3) 県立学校の新設に伴う改正」については、平成31年4月1日から新たに名取支援学校の分校として「名取が丘校」を名取市立不二が丘小学校に設置することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。最後に、「(4) 法律改正に伴う改正」については、文化財保護法の一部改正により、項ずれが発生することに対応するものである。

なお、改正規則は、平成31年4月1日から施行することとしている。資料7ページから10ページには、それぞれ新旧対照表を添付しているので、御参考としていただければと存じる。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第4号議案 県立学校職員の人事評価に関する規則及び市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

(説明者：松本教育次長)

第4号議案について、御説明申し上げます。資料は、12ページから18ページである。はじめに、資料18ページを御覧願いたい。

規則の改正理由については、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行により、平成29年4月より新たな人事評価制度を導入し、能力及び実績に基づく人事管理を行ってきたが、より厳密な制度の運用のため所要の改正を行うことが必要となったのである。改正内容については、両規則の実施要領等における「第一次評価者」と「最終評価者」、「中間評価」と「最終評価」について明確に区別できるよう、規則の本文中及び表中にある「最終評価者」の文言を「第二次評価者」に改める文言整理を行うものである。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第5号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

第6号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

高 橋 教 育 長 第5号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について 及び 第6号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正については、内容に関連があることから、一括して説明を受けることとし、質疑・裁決は各号議案毎に行うこととしてよろしいか。

(委員全員に諮って) そのように進めることとする。

(説明者：松本教育次長)

第5号議案及び第6号議案について、一括して御説明申し上げます。資料は、19ページから52ページである。はじめに、資料46ページを御覧願いたい。

第5号議案「教育職員の免許状に関する規則の一部改正について」の改正理由については、教育職員免許法施行規則の一部改正により、免許状の授与を受けるために修得が必要な科目区分が大括り化されたことから、本規則の科目名の変更が必要となったものである。改正内容については、本規則第9条から第14条の3の各表中に規定されている免許状の上進や隣接校種の免許状の取得に必要な「最低修得単位数に含める科目別最低単位数」の科目名を改正するものである。

次に、資料52ページを御覧願いたい。第6号議案「教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について」の改正理由については、同法施行規則の一部改正により、免許状更新講習証明書等における「選択必修領域」の「対象免許種」の欄を設けないこととされたため、これに伴い、関係申請書の様

式を改正するものである。改正内容については、本規則に定められている第1号様式の「有効期間更新申請書」及び第4号様式の「更新講習修了確認申請書」の様式を改正するものである。

なお、両改正規則は、平成31年4月1日に施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

第5号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(質 疑) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第6号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

(質 疑) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第10号議案 美術品等取得基金管理運用規則の制定について

(説明者：高橋教育次長)

第10号議案について、御説明申し上げます。資料は、65ページから74ページである。はじめに、資料74ページを御覧願いたい。

本年2月議会での条例改正により、昭和53年の設置以来、美術品の円滑な取得を行って参りました美術品取得基金が、美術品等取得基金に改められ、来月1日から、宮城県美術館で収集する美術品に加えて、東北歴史博物館で収集する歴史資料も基金の収集対象となる。これを機に、基金財産の管理をより一層明確化するため、基金財産の取得、保管及び引渡し等や基金財産台帳について、規則で定めたいと考えている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

11 課長報告等

(1) 学校運営支援本部第3次取組及び教職員の働き方改革に関する取組方針について

(説明者：総務課長)

「宮城県学校運営支援本部第3次取組及び教職員の働き方改革に関する取組方針について」御説明申し上げます。資料は、別冊1及び別冊2である。はじめに、別冊1の「宮城県学校運営支援本部第3次取組」について、御説明申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。宮城県学校運営支援本部は、教職員を取り巻く様々な課題の解消に向け、平成25年4月に設置されたものであり、「多忙化解消」、「メンタルヘルス」、「不祥事防止」の3つのテーマへの対応を行うほか、「教職員との意見交換会」を開催し、学校現場の課題の把握に努めてきた。現在は、第2次期間の取組として、部活動の適正な実施のための部活動での指導ガイドラインの策定や、ICTを活用した在校時間調査の実施、不祥事防止の観点からコンプライアンスマニュアルの作成などを行ってきた。この第2次の取組が今年度で終了することから、来年度から3年間を計画期間とする第3次の取組を策定しようとするものである。この資料の構成については、ページ左側の目次を御覧願いたい。ローマ数字Ⅱは、「多忙化解消」、「メンタルヘルス」、「不祥事防止」のそれぞれに関して、これまでの取組と成果を総括している。ローマ数字Ⅲ及びⅣにおいては、これまでの成果や課題を踏まえながら、平成33年度までに県教委として取り組む方向性について記載している。具体的なテーマについては、資料37ページに記載しているので、お聞き願いたい。第3次の取組項目であるが、「メンタルヘルス」及び「不祥事防止」の2つについて、第2次に引き続きPDCAサイクルに基づき、取組を継続していく。「働き方改革」については、今般、国による教職員の働き方改革の流れの中で名称を変更するとともに、これまで「多忙化解消」として取り組んでいた事項を中心に「働き方改革」として整理し、別冊にて取組方針を策定することとした。

次に「教職員の働き方改革に関する取組方針」について、概要を説明させていただく。別冊2を1枚めく

って目次を御覧願いたい。構成としてはローマ数字の「Ⅰ」から「Ⅶ」までの7項目としている。1ページであるが、始めに「Ⅰ作成に当たって」の「1策定の趣旨・目的」についてであるが、(1)方針の位置づけとして、この方針は県教委及び県立学校による「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等示し、市町村教育委員会及び市町村立学校に対しては、県と同様に、働き方改革への取組を働きかけるものとした。(3)策定の趣旨・目的であるが、管理職を中心とした組織的な学校体制の構築と教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成し、市町村教委へも取組を促すこととしている。これらを踏まえ、「働き方改革の目的」としては、2ページ下段の箱囲みのおりとした。次に5ページをお開き願いたい。「Ⅲ期間・目標」である。期間は、先ほど説明した「学校運営支援本部」の第3次取組期間と同じ、平成31年度から平成33年度としている。「2目標・成果指標」について、目標は「長時間勤務の縮減」、成果指標は「正規の勤務時間外の在校時間」とした。次に「Ⅳ取組の柱」であるが、「勤務時間の管理、在校時間の縮減」、「学校閉庁日の設定」、「部活動の適正な時間設定」、「子供と向き合う時間確保のための業務縮減」の4つの柱として取り組みを推進していくこととした。具体的な取組については、6ページ以降の「Ⅴ」に記載のとおりである。今後、学校現場への周知をはじめ、教育関係機関、保護者、地域の方々への理解も得ながら、着実に取組を進めていきたいと考えている。以上が「教職員の働き方改革に関する取組方針」の概要である。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 今説明があった取組については、どのような形で一般に公表されていくことになるのか。教職員の働き方改革については、特に多忙化の解消が普遍的なテーマであると思っている。については、管理職の方々がこの取組方針に記載されている内容をしっかりと認識して、十分な成果が出るように取り組んでいただくよう要望する。

総 務 課 長 学校運営支援本部の第3期の取組と働き方改革に関する取組方針については、県立学校の校長会や市町村の教育長会議、県教育委員会のホームページへの掲載などを通して周知を図ろうと考えている。教育庁内部についても、この内容の主旨を丁寧に説明した上で、こうした取組を進めていくことになる。特に、実現に直ぐに結びつきそうな、例えば学校閉庁日など具体的なものについては学校に対して協力をお願いすることとなる。

伊 藤 委 員 学校閉庁日の設定などについては、学校に協力を呼びかけるとの説明であったことから、このことが十分に守られているかどうかも含めて、遵守していただくようチェックをお願いする。

小 川 委 員 このような働き方改革を進めていく上で、この取組がうまく進んでいることをどのように評価するのが重要になってくると思う。見かけ上において働く時間が短かったり、学校を閉庁したとしても自宅に仕事を持ち帰ってはいけないと思う。教職員が時間を使いながらも教育という仕事に充実感を持って取り組むことができたということなどをどのように評価するかが今後の大きな課題であると思った。見かけ上の成果に終わらないようにしてほしい。

総 務 課 長 こうしたことへの取組を示した時に、職員団体をはじめ色々なところから指摘を受けるのがそうした点である。教職員の数を単純に増やせば解決するものではなく、本来担うべき業務の有りようそのものを考え直す時期に来ている。今回の働き方改革の目標指標に勤務時間外の業務に従事した時間数を上げたが、これだけで評価できるのかということは委員御指摘のとおりであり、自宅に持ち帰って仕事をしていたのでは本来の主旨が達成できない。その点は内部でも議論しながら、どのような形で十分に反映させていくかということを今後とも検討していきたいと思っている。

高 橋 教 育 長 今説明があったとおり、実行性があるような具体策を進めていくことについて、来年度において一層の工夫をお願いする。今回、働き方改革に関する取組方針を県教育委員会として明示をすることになったので、このことをしっかりと実現していくためには、優先順位等の観点で内容によっては止めることが必要になるものも出てくるはずなの

で、そのことを教育委員会からも具体的に打ち出していかなければならないことから、その対応をよろしく願います。

(2) 第2期宮城県教育振興基本計画第1次アクションプラン【平成31年度版】(案)について

(説明者：教育企画室長)

「第2期宮城県教育振興基本計画第1次アクションプラン【平成31年度版】(案)について」御説明申し上げます。資料は、1ページ及びA3判の「別紙1と2」並びに「別冊」である。はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

「1 策定の趣旨」であるが、現在の第1次アクションプランについては、平成32年度までの4年間の事業の内容や期間、成果の数値目標等を示すため、「第2期宮城県教育振興基本計画」と合わせて、平成29年3月に策定した。アクションプランについては、PDCAサイクルによる進行管理を行うため、毎年度改定することとしており、今年度実施された政策評価・施策評価や第2期計画の点検及び評価を踏まえ、平成31年度の新たな事業などを反映した第1次アクションプラン【平成31年度版】を策定するものである。次に、「2 アクションプランの内容」であるが、現在のアクションプランと同様に、第2期計画における取組の方向性に基づき、4年間の「主な取組内容」と年度ごとの「目標値」を掲載するとともに、取組の年次計画や対象となる発達段階を示す「取組の工程表」を掲載している。また、基本方向ごとに「主な事業の一覧表」を掲載するほか、平成31年度に特に注力する事業については、その概要を示す「事業イメージ図」を掲載している。次に、「3 アクションプラン掲載事業」であるが、「(1) 掲載事業数」については、再掲事業及び終了事業を除き324事業であり、このうち平成31年度の新規事業は7事業である。新規事業については、A3判の「別紙1」に取りまとめているので詳しくは後ほど御覧願いたい。

なお、参考として記載しているが、掲載事業324事業のうち県全体の計画である「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」に掲載されている事業は168事業であり、本アクションプランのみに掲載している事業は156事業となっている。次に、「(2) 平成31年度当初予算額」については、再掲事業分を除き約517億1千万円であり、平成30年度当初予算額と比較して、約6億4千万円の増額となっている。増額の主な要因としては、東京オリンピックの競技会場となる宮城スタジアムの施設改修や、平成32年度の再開を予定している松島自然の家の本館建築工事が本格化することなどによるものである。次に、第1次アクションプラン【平成31年度版】の主な記載内容について、別冊の本編に基づき御説明申し上げます。それでは、別冊の4ページを御覧願いたい。第2期計画の全体体系図を掲載しており、計画の理念として掲げた「目指す姿」と5つの「計画の目標」、そしてそれらを達成するための10の「基本方向」を示している。本アクションプランにおいては、この10の基本方向ごとに取組をまとめている。次に、7ページを御覧願いたい。7ページ以降では、「Ⅲ 基本方向ごとの取組」について記載しているが、その内容について「基本方向1」を例に御説明申し上げます。なお、「基本方向2」以降については、「基本方向1」と同様の構成となっているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。それでは、はじめに「1 方向性」では、第2期計画から抜粋した10年間の取組の方向性を記載している。次に、「2 第1次アクションプランにおける取組」のうち、「(1) 主な取組内容」では、本アクションプランにおける4年間の主な取組内容を記載しており、平成31年度の新たな取組も反映した内容となっている。基本方向1では、8ページの一番下になるが、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の対象市町を拡充し、不登校児童生徒の自立支援に向けた取組を強化することについて記載している。次に、9ページを御覧願いたい。「(2) 目標指標」では、第2期計画に掲載した目標指標の一覧表を掲載しており、今回の改定に当たり直近の実績値を記載している。なお、目標指標全体については、A3判の「別紙2」に取りまとめているので詳しくは後ほど御覧願いたい。次に、10ページの「(3) 取組の工程表」では、主な取組の年次計画や対象となる発達段階を矢印で表している。なお、矢印の右側に記載している事業番号は、12ページの「3 平成31年度の主な事業」に掲載している事業一覧表の区分欄の番号であり、例えば、事業01番は「志教育支援事業」が該当するものである。この事業一覧表には、取組を構成する主な事業を掲載しており、事業概要や事業期間、平成31年度当初予算額、担当課室などを記載している。また、事業概要の欄には、「平成31年度の主な取組」を記載し、その内容について示している。次に、99ページを御覧願いたい。10の基本方向に係る個別事業の中から「平成31年

度 特に注力する事業」として18事業について、それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を掲載している。このうち、新規・拡充事業の6事業について、簡単に事業内容を御説明申し上げる。101ページを御覧願いたい。はじめに、3番の「総合教育相談事業」については、事業体系図の右上に記載のとおり、いじめ等の悩みを抱える児童生徒に対し、今までの電話等による相談対応に加え、新たにSNS等を活用した即応性のある相談体制を構築するものである。次に、102ページを御覧願いたい。6番の「みやぎ子ども心のケアハウス運営支援事業」については、ケアハウスの設置市町において、不登校児童生徒の再登校率に顕著な成果が認められることから、支援対象市町を現在の19市町から27市町に拡充し、取組を強化するものである。次に、103ページを御覧願いたい。7番の新規事業、「体力・地域スポーツ力向上推進事業」については、大学や民間企業等と連携した優れた事業提案により、意欲ある市町村教育委員会等を支援することで、地域におけるスポーツの振興や児童生徒の体力・運動能力の向上を図るものである。また、8番の「小中学校学力向上推進事業」については、左上に記載の「学力向上マネジメント支援事業」が新規の取組となっている。これは、学力向上に意欲のある市教育委員会との連携のもと、成果の挙がっている取組をモデル地区に導入し、継続的・重点的に支援することで、学力向上のためのPDCAサイクルを確立し、ひいては県全体の学力の底上げにつなげようとするものである。次に、104ページを御覧願いたい。9番の「教育の情報化推進事業」については、今年度より進めている各県立学校への教員用タブレット端末及びプロジェクター等の機器整備に加え、新たに生徒用タブレット端末の整備を進めることで、授業でのICT活用の更なる充実を図るものである。次に、106ページを御覧願いたい。14番の「みやぎグローバル人材育成事業」については、国際社会の様々な場面で活躍するグローバル・リーダーを育成するため、仙台二華高等学校において、国際バカロレアの導入に向けた手続きを進めるもので、来年度は認定を受けるための申請を行うとともに、教員の養成や専用棟の設計に着手するものである。これらの事業を含め、平成31年度においても、引き続きアクションプランに基づく施策等に着実に取り組み、本県教育の振興を図っていきたいと考えている。なお、本アクションプランについては、今月中に取りまとめの上、教育企画室ホームページで公表を行う予定である。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

別冊の103ページに新規事業として「7 体力・地域スポーツ力向上推進事業」が掲載されている。東日本大震災による影響で子供たちの体力が思ったほど上がっていない状況にある。こうした中において、事業内容に「市町村と大学や民間企業等が連携して行う子供の体力・運動能力向上策」と記載があるが、県内には、オリンピック選手を輩出したりするなど専門性が非常に高い体育系の仙台大学がある。この大学のスキルを十分に活用することにより、子供たちの体力向上に大きく貢献すると思う。この大学には将来において教員を目指す学生もいることから、そうした学生が大学生活の中で子供たちと触れ合うことにより指導力などを養えるのではないかと思う。こうした推進事業は素晴らしいことだと思うので、成果が挙がるように進めていただくよう要望する。

高 橋 教 育 長

一部に新規事業もあるが大部分は継続事業となっており、1年で成果が出ないものが多い状況にある。このような状況だからと言って諦めることなく継続して充実を目指しさらに工夫をお願いします。

(3) 宮城県版保幼小接続期カリキュラムについて

(説明者：教育企画室長)

「宮城県版保幼小接続期カリキュラムについて」御説明申し上げます。資料は、2ページから3ページと別冊1及び2である。はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

「1 策定の趣旨」であるが、昨年3月に策定した第3期「学ぶ土台づくり」推進計画において、重要事項の1つに位置づけている保幼小の連携と小学校への円滑な接続を図るため、接続期カリキュラムのモデル例を今年度新たに策定し、市町村教育委員会及び幼児教育機関への普及啓発を図るものである。次に、「2 策定経過」であるが、宮城教育大学の佐藤哲也教授を座長とし、学識経験者、幼児教育関係者、学校関係者、

県関係者の10名で構成する「接続期カリキュラム作成会議」を昨年6月から今年2月にかけて4回開催し作業を進めてきた。次に、資料3ページを御覧願いたい。「3 宮城県版保幼小接続期カリキュラムの主な特徴」について説明する。本カリキュラムは、市町村教育委員会が実践する上での手引きとして活用できる「リーフレット」と、先行事例の紹介も含め、地域の実情を踏まえた実践の参考として活用する「資料編」の2つで構成している。リーフレットについては、子どもの発達と学びの連続性及び一貫性を考慮し、保育と教育の円滑な接続を図る接続期カリキュラムの実践を促すことを内容としている。別冊1のリーフレット1ページと2ページを御覧願いたい。「1 保幼小接続期カリキュラムとは」として、就学前のアプローチカリキュラムと小学校入学当初のスタートカリキュラムの2つの概要について説明しており、各市町村教育委員会が中心的な役割を担い、保幼小の合同研修会の開催や接続期カリキュラムの原案作成に向け、地域の実情に合わせて取り組むに当たっての4つのポイントをまとめている。次に、3ページを御覧願いたい。「2 宮城県内の取組」では、アプローチカリキュラムの作成に取り組んでいる幼児教育機関の現状を示すとともに、既に実践している関係者の意見や保幼小合同研修会の様子を紹介している。次に、4ページを御覧願いたい。「3 幼児期から学童期への学びのイメージ」として、本県の特色ある取組である「学ぶ土台づくり」から「みやぎの志教育」へのつながりについて、育てたい力や大切にしたい具体的な姿、幼児期の保育や教育と小学校低学年の教育の連動についてイメージ図で示している。次に、5ページと6ページを御覧願いたい。「4 アプローチカリキュラム実践の流れ」と「5 スタートカリキュラム実践の流れ」については、PDCAサイクルで実践する上でのそれぞれのポイント示している。最後に7ページを御覧願いたい。「6 振り返り」として、保育士や幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭が実際に接続期カリキュラムの実践をするにあたっての点検項目をPDCAサイクルに基づいて整理している。続いて、別冊2の資料編を御覧願いたい。こちらの資料編では、実際に接続期カリキュラムを作成する際の視点と作成例のほか、保幼小と教育委員会が連携している地域の取組として、塩竈市と白石市の事例を紹介する内容となっているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。なお、リーフレットについては保育所、幼稚園、こども園、小学校及び市町村関係機関宛てに配布するが、資料編については、教育企画室ホームページで公表し、ダウンロードして活用していただくこととしている。また、平成31年度は市町村教育委員会関係者を対象とした連絡会議や、保育所、幼稚園等の関係団体の総会や研修会の機会を活用して周知と啓発を図るとともに、幼児教育関係者の意見を聴取して改善点を整理し、必要に応じた改訂作業等を行っていく予定である。

本件については、以上である。

(質 疑)

千 木 良 委 員

別冊1の中に「就学時健診」という項目が記載されていた。市の教育委員会からの委託を受けて就学時健診を実施している現場にいる者の感想として、このようにせっかく保幼小接続期カリキュラムの中に子供の健康を守る就学時健診を位置付けているにも関わらず、そうした重要性やどのような目的で就学時健診を行っているのかということについて、現場に伝わりにくくなっている。私は就学時健診を割り振りする担当にもなっていることから特にそのように感じている。就学時健診をお知らせする際に、健診の重要性や意義、視点などの説明があれば健診への見方が変わるのではないかと感じた。教育委員会から健診の依頼があった際に、歯科医師会の医者に健診の依頼をするにあたり、現状では単純に割り振りをしているだけの状況であったので、別冊1の資料を見てもったいなかったと感じた。また、子供の健康を守る立場として、こうしたことを把握しているのは市の保健師だと思うが、この資料ではメインが教育なので、保育士と学校の低学年を担当している教員との連携がメインとなっている。子供は幼いほど家庭環境に非常に影響されることから、就学時健診においても保健師がそうしたことを十分に把握していることが非常に重要ではないのかと感じた。こうしたことから、今までのような就学時健診から、こうした連携にシフトすることを教育委員会から周知することにより、医療側としても違った目で受けとめやすいのではないかと思う。

教 育 企 画 室 長

この資料では、就学時健診を保護者との繋がりという観点で捉えているが、接続期の取組に向けては市町村教育委員会が旗振役になってほしいと思っている。ただし、地域

によっては様々な実情があると思うので、基本的には小学校区単位でこれをどのように回してかという観点で考えていく必要があると思っている。そうした意味で、例えば気になる子供の存在も含めて、首長部局との連携も出てくると思うので、そうした観点で今後事業をPRしていく際には呼びかけていきたいと思っている。

千木良委員

よろしく願います。

齋藤委員

保幼小という繋がり是非常に重要であり、この流れに乗ることにより小学校の教員が幼稚園のことを理解する流れとなり、小学校教育に生かされていくことになるだろうと感心したところである。幼稚園に通うことは義務化されているのか。また、幼稚園に行かず、小学校に直接入学する子供はどの程度存在するのか。

高橋教育長

今の質問は、幼稚園や保育所に通わないで小学校に直接入学する子供がどの程度の割合で存在しているのかという内容である。

教育企画室長

義務化されているわけではないので、そうした子供もいると思うが、その人数や割合がどの程度なのかについては、手元に資料等がないので今すぐにはお答えできない。

総務課長

人数は恐らく調べれば分かると思うが、人数等についてはそんなに多い人数はいないと思う。経済的に十分でない世帯においては国の補助等により幼稚園の就園を手助けする制度があることから、ほとんどの子供が幼稚園や、保育が必要であれば保育所に入っていると思う。

齋藤委員

国においても幼児教育の無償化などが話題になっている。無償化ということは無償でなかった場合のことを考えると幼稚園等に行っていない子供がいるのではないかと思ったので質問したところである。義務化されていないのであれば、幼稚園に行っていることを前提に進んでしまうと、幼稚園に行っていない極々少数の子供がこの流れに乗っていくことができないのではないかと疑問に思ったので、その点についてもフォローしてほしい。

高橋教育長

幼児教育の無償化と合わせて、義務化とは違う枠組みで今回幼児教育の無償化が実現されようとしているので、その枠組みから溢れる子供がいらないような配慮が必要であるという御指摘であったと思う。我々としても同じ意識であることから、この点についてもよろしく願います。

千木良委員

枠組みから溢れる子供達こそ逆に言うと一番ケアしなければならない子供であると思う。この枠組みから溢れることにより、子供の健康状態に現れたり、ネグレクトによる不潔な状態であったり、むし歯が多い状態になったりするなど幼児期からこのような状況になっていることを考えると、せつかく連携するのであればそうしたことを早期に皆でケアしたり、助けになればよいと感じた。

高橋教育長

今日の教育委員会では二つのポイントに絞られたと思う。一つは県においてこうしたモデル的なものを作ったことは一歩前進ではあるが、これを市町村にどのように展開していき、各市町村において実のあるものとして実践していくことについて、県教育委員会としてどのように仕掛けていくか、知事部局と一緒にやっていくかが宿題の一つである。もう一つは、全ての幼児がこの枠組みでカバーされるような配慮をどのようにしていくかについて、委員の知恵も借りながらさらに詰めていただきたい。

(4) 平成31年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る前期選抜及び後期選抜等の合格状況について

(説明者：高校教育課長)

「平成31年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る前期選抜及び後期選抜等の合格状況について」御説明申し上げる。資料は、4ページから12ページである。はじめに、資料4ページを御覧願いたい。

「1」については、記載のとおりである。「2 総括」についてであるが、前期選抜については、全日制課程で募集人数4,770人に対して7,882人が受験し、受験倍率は1.65倍で、選抜の結果、合格者は4,463人であった。定時制課程では募集人数300人に対して250人が受験し、受験倍率が0.8

3倍、合格者は159人であった。後期選抜については、全日制課程で、募集人数9,807人に対して10,750人が受験し、受験倍率は1.10倍で、選抜の結果、合格者は8,649人であった。定時制課程では、募集人数841人に対して286人が受験し、受験倍率は0.34倍、合格者は256人であった。また、資料5ページから8ページに「各学校・学科別の前期選抜合格状況」を掲載している。

次に、資料9ページから12ページに「各学校・学科別の後期選抜合格状況」を掲載しているので、後ほど御覧願いたい。募集定員に満たない学校・学科については、明日、第二次募集の学力検査等を実施することとしており、全日制課程40校、定時制課程12校において行う予定となっている。

なお、前期選抜、後期選抜として実施してきた現行の入試制度は今年度で最後となり、来年度からは3月上旬に一本化して実施することになる。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(5) 宮城県いじめ防止対策調査委員会特別部会について

(説明者：高校教育課長)

「宮城県いじめ防止対策調査委員会特別部会について」御説明申し上げます。資料は、13ページである。1の「第2回特別部会の概要」については記載のとおりである。今回の特別部会では、1月に実施した県工業高校「生徒に対するアンケート」の結果報告と生徒へのアンケート結果や教育職員への聴き取り調査の結果を踏まえた今後の追加の調査等について審議いただいた。また、会議の中では、亡くなられた生徒の父親から、事案の発生当時のことや現在の思いなどを委員の方々に伝える場が持たれた。2の「県工業高校の生徒に対するアンケートの実施状況」を御覧願いたい。この調査は平成31年1月16日に配付し、1月29日まで回収した。実施方法については、保護者の承諾を得てから生徒が回答することや、記名無記名については選択式にしている。さらに、アンケートの提出方法については、生徒が直接回収箱に提出し、事務局が回収した。回収状況については表のとおりであるが、在籍生徒940人に対し、アンケートを提出したのは507人で提出率は53.9%であった。生徒アンケートの結果の具体的な内容については、今後の審議に関わるため特別部会において現段階では公表しないものとしている。3の「今後の予定」であるが、記載のとおり第3回会議は平成31年4月19日の金曜日に開催することとなり、それまでの間に、委員による生徒への聴き取り調査及び教育職員への追加の聴き取り調査を行い、その結果についての報告と分析などを行う予定になっている。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(6) 名取支援学校名取が丘校の開校について

(説明者：特別支援教育課長)

「名取支援学校名取が丘校の開校について」御説明申し上げます。資料は、14ページから15ページである。はじめに、資料14ページを御覧願いたい。

仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の問題に対応するため、名取市に協力をいただき、名取市立不二が丘小学校の一部をお借りして、名取支援学校名取が丘校を設置し、平成31年4月1日から供用を開始することとなった。設置する分校の概要についてであるが、名取市立不二が丘小学校の東校舎を活用し小学部を設置する。教室数等については1階に重複学級として2教室、2階に単一学級として3教室の合計5教室を設置し、3階には活動室1室のほか職員室、保健室及び相談室、看護師控室となる。本分校の対象学区については名取市立第一中学校学区及び岩沼市全域とし、4月からの入学予定者は全員新入学の小学部1年生9名である。なお、この9名は本校で入学式を行うこととなっている。給食については、食材調達を含め、外部調理と運搬を民間事業者に委託して対応することとしている。本分校については、名取市より目的外使用許可により無償で借用しており、使用許可期間は改修工事を始めた平成30年11月から平成33年3月までの2年5ヶ月となっているが、以降は3年単位で延長することとしている。本分校の工事については、外構工事など一部、年度内に完了することができない箇所があることから、児童の安全を確保し

ながら新年度においても引き続き工事を進めていく。また、開校式については、全ての工事が完了した後に
行うこととしている。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

(7) 県有体育施設のネーミングライツについて

(説明者：スポーツ健康課長)

「県有体育施設のネーミングライツについて」御説明申し上げる。資料16ページを御覧願いたい。

宮城県総合運動公園宮城県サッカー場については、現在の契約スポンサー企業であるみやぎ生活協同組合から契約を更新したい旨の申し出があり、宮城県教育委員会広告審査委員会において企業の妥当性、愛称の妥当性、金額、期間など応募内容を総合的に審査した結果、現在の愛称である「みやぎ生協めぐみ野サッカー場」で契約を更新することに決定した。契約金額はこれまで同様、1年間で税別100万円、契約期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間となる。引き続き更新された愛称が多くの方々に親しまれるよう、県としても積極的に応援していきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

高橋教育長
スポーツ健康課長

県有体育施設でネーミングライツの契約をしていない施設はあるのか。
まだ契約をしていないのは、宮城県ライフル射撃場と第二総合運動場の武道館等である。

高橋教育長
スポーツ健康課長

当該施設について、さらにネーミングライツの募集をする予定はあるのか。
スポーツ健康課のホームページで常時募集しているところである。

高橋教育長

当該施設については、以前、ネーミングライツの募集をしたが応募者がいなかったのか。

スポーツ健康課長

当該施設については利用者が少ないことなどから、募集をしても応募がなかったものと思われる。

1.2 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 第3期県立高校将来構想
- (3) スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために（教育委員会・学校用）
- (4) みやぎの先人集 第二集「未来への架け橋」教師用指導資料—道徳実践事例集—
- (5) 道徳教育の推進に向けた取組への提案
- (6) 平成31年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（2月末現在）
- (7) 第74回国民体育大会冬季大会の結果について
- (8) 美術館特別展「横山華山展」
- (9) 図書館企画展「東日本大震災文庫展区 災害にそなえる」
- (10) 第50回子どもの本展示会記念講演会「とよたかずひこ講演会～絵を書く 言葉を描く～」
- (11) 東北歴史博物館特別展「最先端技術でよみがえるシルクロード」

1.3 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 次回の定例会は、平成31年4月17日（水）午後1時30分から開会する。

1.4 閉 会 午後3時22分

平成31年4月17日

署名委員

署名委員